

令和2年4月6日

保護者の皆様

小田原養護学校

学校での薬の扱いについて（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様には御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省の通知で、学校、福祉施設などで医師や看護師でない人が薬を扱う際には、「家族の具体的な依頼があること、医師の処方であること、内服薬は一回分ずつ個別包装であること、副作用の把握をすること」と決められております。事故のないように万全を期していきたいと思っておりますので、御理解いただきまして御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、御不明な点は、担任または養護教諭までご相談ください。

○学校で扱う薬について ※市販薬は扱えません

医師から処方されたもの

家庭で日常的に使用しており、安全が確認されているもの

与薬に際して、教員の判断を伴わないもの

薬について	対応
① 常用薬	<ul style="list-style-type: none">・「薬の調査票」に必要事項を記入し、病院や薬局で出された薬の説明書のコピーを添えて提出してください。・頓服薬の使用については、内科医による健康相談を受けてください。
② 臨時薬 体調などにより一定期間のみ服用する薬 (医師の指示のあるもの)	<ul style="list-style-type: none">・「<u>臨時薬依頼表</u>」に必要事項を記入し、<u>薬局でもらう薬の説明書と一緒に担任へ提出をお願いします。薬は1回分ずつ名前を書いた袋に入れて持参してください。</u>※与薬時間や量が決まったものに限りです。
③ 外用薬 塗布薬・点眼薬 点鼻薬・点耳薬等 (医師の指示のあるもの)	<ul style="list-style-type: none">・期間がなく、日常的に使用しているものは①の常用薬と同様、「薬の調査票」に必要事項を記入し、病院や薬局で出された薬の説明書のコピーを添えて提出してください。・一定期間のみ服用する薬に関しては、②の臨時薬と同様、「臨時薬依頼表」に必要事項を記入して、薬局でもらう薬の説明書と一緒に担任へ提出をお願いします。・与薬時間や量が決まったものに限りです。
④ 坐薬、頓服薬	<ul style="list-style-type: none">・別途、申請が必要です。・内科校医による健康相談も必要となります。

○高等部の自己判断ができる生徒の薬の取り扱いについて

※原則薬においては、市販薬は禁止としています。しかし、自己判断のできる生徒（担任の補助・判断は一切しない）においては使用を認めています。臨時薬依頼票の提出は必要ありません。

○薬の取り扱いについての留意点

*①～④以外の薬につきましては、事故防止のため原則として扱えません。

*泊を伴う行事（修学旅行、宿泊学習）については事前に「薬の調査票」の確認、押印をお願いします。

*学校で扱う薬は1包、1錠毎に名前を記入してください。

*薬の変更があった場合は、速やかに担任までお知らせください。

*分教室については別途、取り決めています。